注１　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

２　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

４　無線設備規則別表第三号72に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数（注）	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	１　七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二デシベル以下の値 ２　１に掲げる以外のものにあっては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値

３　無線設備規則別表第三号70に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数（注）	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、九一〇・〇MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値